

被災された中小法人企業の 震災特例のポイント

一般財団法人 大蔵財務協会 〒102-8335 東京都千代田区三番町 30 番地 2
URL : <http://www.zaikyo.or.jp> TEL 03(3265)4144 ・ FAX 03(3264)1706

3月11日に発生しました東日本大震災で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。このパンフレットは、4月27日に公布・施行されました「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます）」から、中小企業に関してのポイントについてまとめたものです。各法人企業の皆様に、ご活用いただければ幸いです。 平成23年8月

I 国税通則法

Q1 東日本大震災により国税の申告・納付ができませんが、いつまでに行うことができますか？

POINT 地域指定による延長と納税者の申請による延長が認められています。

A 東日本大震災により、申告書等の提出及び納付ができない場合には、期限延長ができます。

(1) 地域指定による延長

青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県に国税の納税地を有する法人で、その期限が平成23年3月11日以降に到来するものについては、自動的に延長されています。なお、青森県及び茨城県に国税の納税地を有する法人の場合には、その期限が平成23年3月11日から平成23年7月28日までの間に到来するものは、平成23年7月29日とされました。また、残りの岩手県、宮城県及び福島県のうち図表-1に掲げる地域以外の地域に国税の納税地を有する法人の場合には、その期限が平成23年3月11日から

平成23年9月29日までの間に到来するものは、平成23年9月30日とされました（以下「指定日」といいます）。

ただし、この指定日以降においても、東日本大震災による災害等により申告等ができない場合には、下記(2)による「納税者の申請による延長」を個別に受けることができます。

(2) 納税者の申請による延長

上記(1)以外の地域に国税の納税地を有する法人で、東日本大震災により申告・納付等の期限延長を受けようとする場合には、状況が落ち着いた後に「災害による申告・納付等の期限延長申請書」を所轄税務署に提出することにより、個別に期限の延長が認められます。

〈東日本大震災に係る国税の申告・納付等の期間延長に係る一部の地域における期日の指定について〉
http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/hisai/kijitsu_shitei0805.htm

II 法人税

1 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付

Q2 2年前の事業年度に遡って法人税額の繰戻し還付が受けられるそうですが、その内容について教えて下さい。

POINT 資本金1億円超の法人や青色申告法人以外の法人であっても、この制度の適用を受けることができます。

A 法人の平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する各事業年度において生じた繰戻対象震災

図表-1 9月30日を指定日とされない地域

県名	地 域
岩手県	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町
宮城県	石巻市、気仙沼市、多賀城市、東松島市、女川町、南三陸町
福島県	田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

損失金額がある場合には、その繰戻対象震災損失金額に係る事業年度開始の日前2年以内に開始した事業年度の法人税額のうち、その繰戻対象震災損失金額に対応する部分の金額の還付を受けることができます（図表-2）。

また、平成23年3月11日から同年9月10日までの間に終了する中間期間において仮決算の中間申告をした場合も、同様に繰戻し還付を受けることができます。

なお、この制度の適用を受けるためには、連続して確定申告書が提出されていることや、還付申告書を確定申告書と同時に提出することなど一定の要件を満たす必要があります。

Q3 繰戻対象震災損失金額とは、どのような損失が対象となるのでしょうか？

POINT 棚卸資産、固定資産及び固定資産に準ずる繰延資産について生じた損失の額をいいます。

A 「繰戻対象震災損失金額」とは、欠損金額のうち東日本大震災により棚卸資産、固定資産及び固定資産に準ずる繰延資産について生じた損失の額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填されるものを除きます）のうち、図表-3に掲げる損失の額の合計額とします。

2 被災代替資産等の特別償却

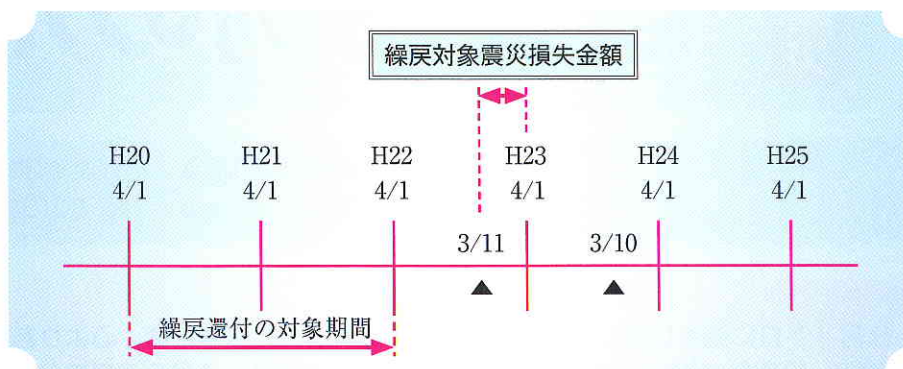
Q4 東日本大震災で損壊した建物等の代替資産を取得した場合には、特別償却ができるそうですが、その内容について教えてください。

POINT 被災により損壊等した建物等の代替資産に対して、特別償却の適用ができます。

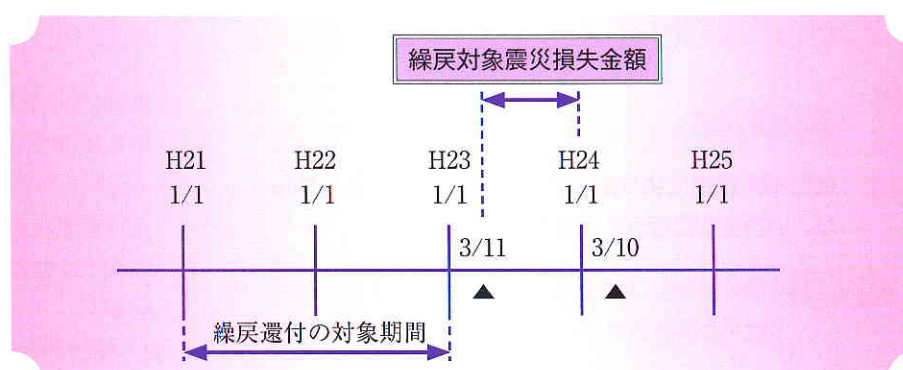
A 法人が、平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に、東日本大震災により滅失し若しくは損壊した建物、構築物若しくは機械装置若しくは一定の船舶、航空機若しくは車両運搬具の代替資産の取得等をしてその事業の用に供した場合又は建物、構築物若しくは機械装

図表-2 震災損失の繰戻しの対象期間

【ケース1：3月決算法人の場合】



【ケース2：12月決算法人の場合】



図表-3 繰戻対象震災損失金額の範囲

- ① 東日本大震災によりその資産が滅失し、若しくは損壊したこと又は東日本大震災による価値の減少に伴いその資産の帳簿価額を減額したことにより生じた損失の額（その滅失、損壊又は価値の減少によるその資産の取壊し又は除去の費用その他付随費用に係る損失の額を含みます）
- ② 東日本大震災により、その資産が損壊し又はその価値が減少し、その他その資産を事業の用に供することが困難となった場合において、これらの被害があった日から1年以内にその資産の原状回復のために支出する修繕費、土砂その他の障害物の除去に要する費用その他これらに類する費用（その損壊又は価値の減少を防止するために支出する費用を含みます）に係る損失の額

置の取得等をして被災区域及びその被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内においてその事業の用に供した場合には、これらの減価償却資産（被災代替資産等）の取得価額に、図表-4の区分ごとに、それぞれに掲げる償却率を乗じた金額の特別償却ができます。

図表-4 被災代替資産等の特別償却

被災代替資産等の区分	平成23年3月11日から平成26年3月31日までの間	平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間
建物又は構築物	15% (18%)	10% (12%)
機械装置	30% (36%)	20% (24%)
一定の船舶、航空機又は車両運搬具	30% (36%)	20% (24%)

(注) カッコ内は中小企業者等が取得等をする場合の償却率です。

Q5 2以上の被災代替建物を取得した場合には、特別償却を適用できないと聞きましたが、その内容について教えてください。

POINT 被災代替建物の床面積が被災建物の床面積の1.5倍を超えるときには、その超える部分は特別償却の対象外とされます。

A 法人が、被災建物に代わるものとして同一の用途に供される建物（以下「被災代替建物」といいます）を取得した場合、その被災代替建物の床面積が被災建物の床面積の1.5倍を超えるときには、その超える部分は特別償却の対象外とされます。

そこで、一の被災建物に対して2以上の被災代替建物の取得をした場合には、その2以上の建物はいずれも被災代替建物であることから、その床面積のうちいずれをその被災建物の床面積の1.5倍に相当する部分とするかは、法人が任意に決めることができます。

3 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例

Q6 被災区域内から被災区域外などに買換えを行った場合には、圧縮記帳の適用を受けられるそうですが、その内容について教えてください。

POINT 被災区域内から被災区域外、被災区域内から被災区域内又は被災区域外から被災区域内への買換えの適用ができます。

A 法人が、平成23年3月11日から平成28年3月31日までの期間内に、図表-5に掲げる買換えを行う場合には、その買換えに係る対象期間内に資産の譲渡をして、その

譲渡の日を含む事業年度において取得をし、かつ、その取得の日から1年以内にその事業の用に供する資産について、その譲渡をした資産に係る譲渡利益金額に相当する金額の範囲内で圧縮記帳（課税繰延割合100%）ができます。

図表-5 特定資産の買換えの範囲

- ① 被災区域内から被災区域外又は被災区域内から被災区域内への買換え
被災区域である土地等又はこれらとともに譲渡をするその土地の区域内にある建物若しくは構築物で、平成23年3月11日前に取得されたものから、国内にある土地等又は国内にある事業の用に供される減価償却資産への買換え
- ② 被災区域外から被災区域内への買換え
被災区域である土地以外の土地の区域内にある土地等、建物又は構築物から、被災区域である土地等又はその土地の区域内にある事業の用に供される減価償却資産への買換え

Q7 Q6の買換えの適用を受ける場合には、面積制限があるそうですが、その内容について教えてください。

POINT 譲渡資産の土地等の面積の5倍を超えている場合には、圧縮記帳の適用はできません。

A Q6の規定を適用する場合において、その事業年度中の買換え資産のうち土地等があり、その土地等の面積が譲渡資産の土地等の面積の5倍を超えている場合には、その越える部分の面積に対応する土地等は買換え資産に該当しないものとします。

また、譲渡資産を建物のみとし買換え資産を土地等とした買換えについては、この面積制限の規定によりQ6の規定は適用できないこととなります。

〈東日本大震災に係る震災特例法（法人税等関係）の概要〉
http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/tokurei/hojin_02/pdf/all.pdf

Ⅲ 消費税

1 課税事業者選択届出書等の提出

Q8 免税事業者が課税事業者になることを選択する場合の届出書の提出期限について教えてください。

POINT 震災により、事業用資産に被害を受け、設備投資等を行うことで消費税の還付を受けるためには、指定日までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出すれば、課税事業者を選択することができます。

A 東日本大震災の被災者である事業者（以下「被災事業者」といいます）」のうち免税事業者に該当する者で被災日の属する課税期間以後の課税期間につき、課税事業者の適用を受けようとする者が、指定日（Q1 参照）までに「消費税課税事業者選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出したときは、その届出書をその適用を受けようとする前課税期間末日（以下「本来の提出時期」といいます）までに提出したものとみなすこととされます。

この場合において、課税事業者を選択した場合の2年間の継続適用要件等は適用しないこととされます。

Q9 課税事業者を選択していた事業者が選択をやめようとする場合の届出書の提出期限について教えてください。

POINT 免税事業者が設備投資等を行うため、課税事業者を選択していたものの、震災により設備投資等ができなくなった場合、指定日までに「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出すれば、課税事業者をやめることができます。

A 被災事業者で被災日の属する課税期間以後の課税期間につき、課税事業者の適用を受けることをやめようとする者が、指定日（Q1 参照）までに「消費税課税事業者選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出したときは、その届出書を本来の提出時期までに提出したものとみなすこととされます。

Q10 簡易課税制度を選択しようとする場合の届出書の提出期限について教えてください。

POINT 一般課税（本則課税）適用者が震災により帳簿書類を消失した場合など、指定日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出すれば簡易課税制度を選択することができます。

A 被災事業者で被災日の属する課税期間以後の課税期間につき、簡易課税制度の適用を受けようとする者が、指定日（Q1 参照）までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出したときは、その届出書を本来の提出時期までに提出したものとみなすこととされます。

この場合において、課税事業者を選択した場合の2年間の継続適用要件等は適用しないこととされます。

Q11 簡易課税制度の選択をやめようとする場合の届出書の提出期限について教えてください。

POINT 簡易課税制度適用者が、被害を受けた設備を買い換える場合、指定日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出すれば、一般課税を適用することができます。

A 被災事業者で被災日の属する課税期間以後の課税期間につき、簡易課税制度の適用を受けることをやめようとする者が、指定日（Q1 参照）までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出したときは、その届出書を本来の提出時期までに提出したものとみなすこととされます。

図表-6 現行制度における消費税届出書の概要

届出書の提出事由	届出書の様式
免税事業者が課税事業者になることを選択する場合	消費税課税事業者選択届出書(注) (様式通達第1号様式)
課税事業者を選択していた事業者が選択をやめようとする場合	消費税課税事業者選択不適用届出書 (様式通達第2号様式)
簡易課税制度を選択しようとする場合	消費税簡易課税制度選択届出書(注) (様式通達第24号様式)
簡易課税制度の選択をやめようとする場合	消費税簡易課税制度選択不適用届出書 (様式通達第25号様式)

(注) 「課税事業者選択届出書」又は「簡易課税制度選択届出書」を提出した事業者においては、原則として2年間の継続適用要件を行う必要があります(消去9⑥、同法37⑤)。

〈被害を受けた法人に対する消費税法の特例〉

http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/tokurei/pdf/shohi_02.pdf

このパンフレットは、平成23年8月31日現在の法令等に基づいて作成しています。各特例の取扱いの詳細は、文中掲載の国税庁HP・URLをご参照下さい。また、今後の情報等につきましても、国税庁HP(www.nta.go)などをご覧下さい。